

<参考資料> 賃金改善のイメージについて

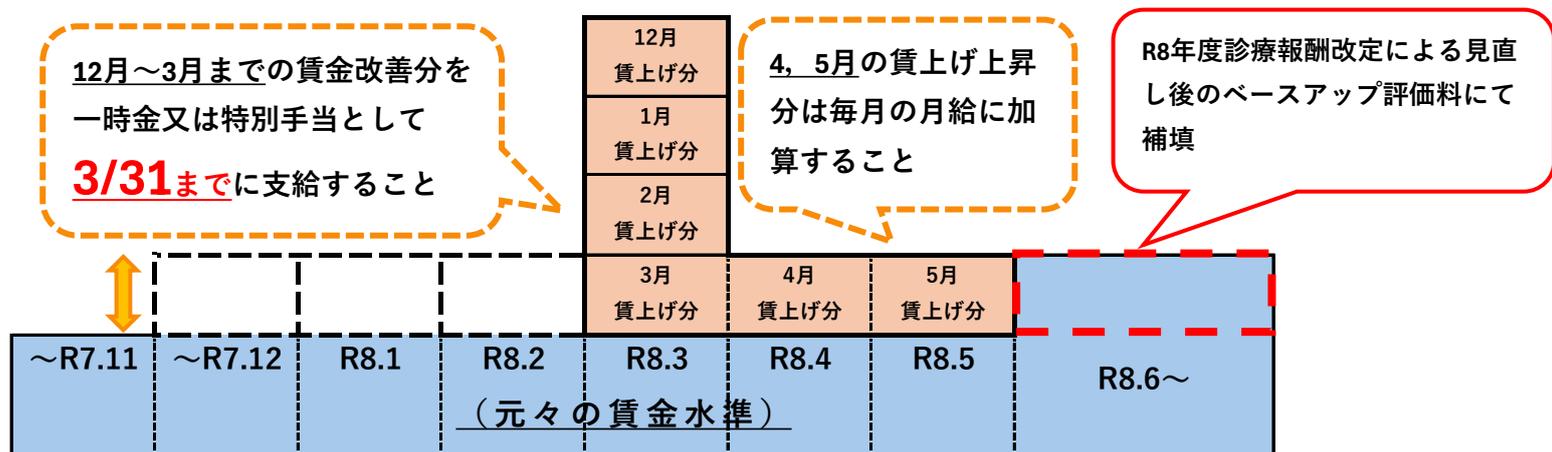
本事業における賃金改善については、令和7年12月から令和8年5月までの実施いただいた額について、同一グループ内の保険薬局数に応じて支援金を給付いたします。なお、以下の図のいずれも、令和8年6月1日以降においても当該ベースアップの水準を維持又は拡大するようにしてください。

(この資料は、厚生労働省より示された情報をもとに作成した参考資料です。詳細は、交付要綱等をご確認ください。)

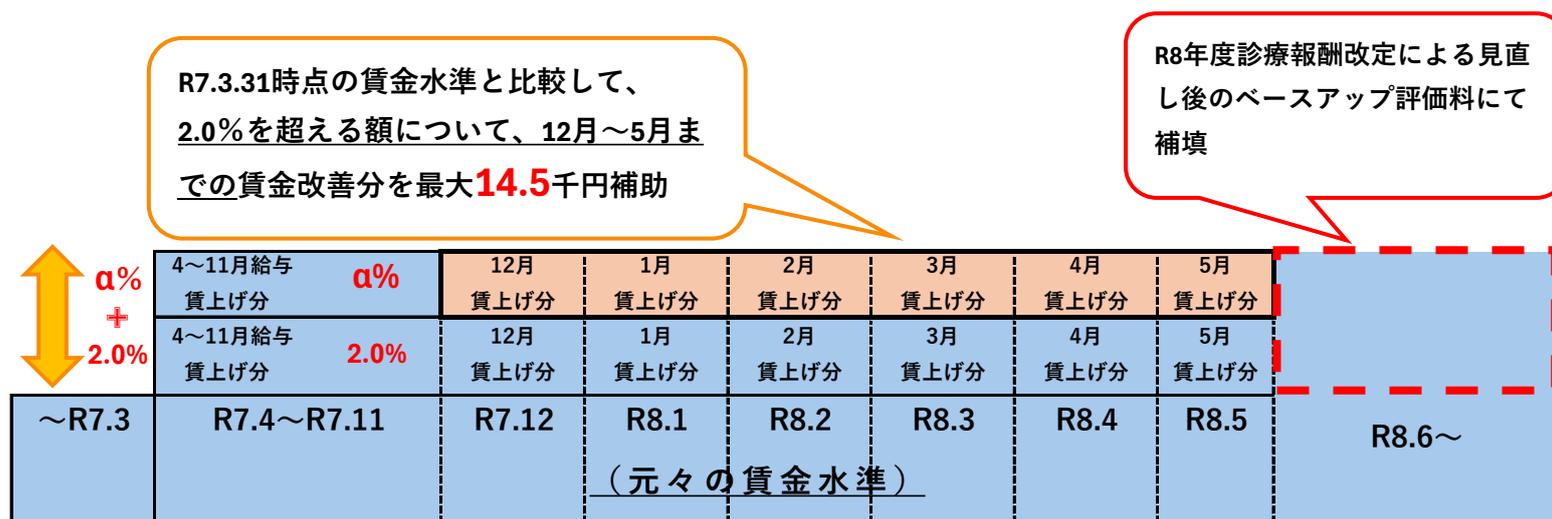
● ベースアップ（※1）を実施する場合



● ベースアップと一時金・特別手当（※2）を組み合わせる場合



● 令和7年度中に令和7年3月末日時点の賃金より2.0%以上ベースアップを行った場合



(※1) 基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。

(※2) 令和7年12月分から令和8年3月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。